

大分県新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
認可外保育施設保育料緊急支援事業実施要領

(目的)

第1 この事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のためにその監護する乳幼児について認可外保育施設への登園を自粛させる等の措置を講じた保護者及び休園した認可外保育施設に対して、登園の自粛又は休園により生じた負担を軽減するため補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2 補助金の交付対象となる事業の内容は、令和2年4月18日(土)から同年5月31日(日)までの登園等自粛要請期間に行った事業で、以下のとおりとする。

- (1) 登園自粛等（登園等自粛要請期間に、保護者があるその監護する乳幼児について、認可外保育施設への登園を自粛させ、又は認可外保育施設の休園により自宅に待機させる行為をいう。以下同じ。）
- (2) 保育料減額等事業（登園自粛等が行われていた期間に係る保育料について、認可外保育施設が保護者（大分市を除く大分県内に住所を有する者に限る。）に対して減額等を行う事業をいう。以下同じ。）

(事業対象者)

第3 登園自粛等に係る補助金（以下「登園自粛等補助金」という。）の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 大分市を除く大分県内に在住していること。
- (2) その監護する乳幼児が認可外保育施設に在籍し、又は在籍していたものであること。
- (3) その監護する乳幼児が新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために登園自粛した期間又は休園した期間に係る認可外保育施設における1月分の保育料の全額又は一部について認可外保育施設から減額（一部の減額にあつては、第4第1項第(1)に規定する額が当該認可外保育施設から減額を受けた額を超える場合を除く。）等を受けていないこと。
- (4) その監護する乳幼児について、登園等自粛要請期間において次に掲げる施設等への通園等をさせていないこと。

ア 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う事業所

イ 法第35条第4項の認可を受けている保育所

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

エ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園

- (5) 保育料を支払っていること。
- (6) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者でないこと。
- (7) 大分にこここ保育支援事業の補助対象者でないこと。

2 保育料減額等事業に係る補助金（以下「保育料減額等事業補助金」という。）の交付の対象となる施設（以下「補助対象事業者」という。）は、次のいずれにも該当しない認可外保育施設とする。

- (1) 国の雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金及び持続化給付金等の支給を受けていること

又は受ける予定であること。

- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であること。

（補助対象経費）

第4 登園自粛等補助金の額は、(1)に規定する額から(2)に規定する額を控除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 1月分の保育料（0歳児から2歳児までについては42,000円を、3歳児から5歳児までについては37,000円を上限とする。）を認可外保育施設と保護者の間において契約した1月当たりの保育の提供を行う日数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）に登園の自粛又は休園をした日数を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）

- (2) 自粛又は休園に対して認可外保育施設が保育料を実際に減額した額

- 2 保育料減額等事業補助金の額は、各保護者につき判定した前項(1)に規定する額と同項(2)に規定する額のいずれか少ない額を合算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付申請）

第5 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大分県新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る認可外保育施設保育料緊急支援事業交付申請書兼実績報告書（様式第1号）によるものとし、に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) その他知事が必要と認める書類

（交付決定及び額の確定通知）

第6 規則第6条の規定による通知は、大分県新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る認可外保育施設保育料緊急支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（補助金の交付方法）

第7 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

（補助金の交付請求）

第8 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、大分県新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る認可外保育施設保育料緊急支援事業補助金交付請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

附則

この要領は、令和2年7月30日から施行するものとし、令和2年4月18日から適用する。